

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和4年6月7日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年6月7日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 山田 強 副委員長 建石 良明
委員 斧田 秀明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
村井 浩二 中村 直幸
森田 忠彦
議長 辻本 馨
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 秘書政策課長 西本 武史
副町長 齋藤 健吾 総務財政課長 辻本 知也
政策総務部長 小角 孝彦 税務課長 田中 信幸
健康福祉部長 子安 逸二 地域整備課長 鳥取 勝憲
教育次長 池田 貴則
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 植木 友也
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第27号 太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件
(2) 議案第28号 ふるさと太子応援基金条例中改正の件
(3) 議案第29号 太子町税条例等中改正の件
(4) 議案第30号 太子町手数料徴収条例中改正の件

午前 9時30分 開 会

○山田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第27号、太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件ほか3件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○山田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件4件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

まず、議案第27号、太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻本総務財政課長 おはようございます。

議案第27号、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、他の条例や規則等で、書面により行うこととされている申請や届出等の各種行政手続きについて、オンラインの手続きを可能とする特例にて、手続きを行う際の押印や到達時期の取扱いなどの共通事項、利用状況の公表等を定め、オンライン手続きを適正に取り扱えるようにするためのものがございます。

議案書2頁をご覧ください。

第1条につきましては、この条例により情報通信技術を利用する方法による手続き、

いわゆるオンライン手続きを行うために必要な事項を定めることにより、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化や効率化を図り、もって住民生活の向上に寄与することを目的とするといった旨の記述になっております。

第2条では、次の頁にわたり、各用語の意義を定めております。

続きまして、3頁、第3条では、他の条例等に書面により行うことと規定されている当該申請等の各項目について、オンラインで行うことができ、それをもって当該申請に関する他の条例の規定により行われたものとみなすこと、到達に関すること、手数料の納付等について、第1項から第6項より定めています。

続いて、4頁の第4条では、オンラインによる処分通知等について定めております。

5頁、第5条では、電磁的記録による縦覧等について、第6条では、他の条例等に書面により行うことと規定されている記録作成について、電磁的記録で行うことについて定めております。

第7条では、添付書面等の省略について、第8条では、利用状況の公表について定めております。

最後、6頁になります。

第9条は、この条例で定めるもの以外に必要な事項は規則で定めることを規定し、附則としまして、この条例の施行日を令和4年7月1日と定めております。

以上、議案第27号についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○建石委員 オンライン手続きと簡単に今言うんやけれども、一応、オンライン手続きが住民生活の向上に寄与するとは書かれているんやけれども、実際具体的に住民さんに対して、こういった部分ではメリットがありますよと、その辺のところをもうちょっと詳しく教えていただけたらいいんだけど。

○辻本総務財政課長 住民さんから見た、具体的手続きの内容についてのご質問ですが、今、国等のほうから示されております手続きにつきましては、オンライン化すべき手続きというところなんですけれども、主に子育て関係、あと、介護関係の手続きが大半を占めております。例を申し上げますと、例えば児童手当の現況届であったり、保

育施設等の利用申込みであったり、あと、介護関係で申し上げますと、要介護・要支援認定の申請であったりとか、あとまた、災害時の被災者支援関係としましては罹災証明の発行申請、こういった手続きにつきましてオンライン化を進めていけということが出ております。

以上です。

○**建石委員** これ、施行が本年の7月1日、これは住民さんに周知するには、今、6月やけれども、こういった方法を取られるんですか。

○**辻本総務財政課長** 条例の施行日は7月1日になっておりますが、先ほど申し上げたようなオンライン化、これから将来していく手続きにつきましては、原課のほうで調整が整い次第、順次というところになりますので、オンライン化で対応可能になれば、そのタイミングでホームページや広報等で、順次周知してまいりたいと考えております。

○**山田委員長** ほかにございませんか。

○**村井委員** 今、答弁の中で、子育て、そして災害の罹災証明書ですか、その辺の発行について順次オンライン化を進めていくということなんですけど、その先に、こういうのもオンラインで手続きできる、進めていくという計画とか、お持ちなんでしょうか。

○**辻本総務財政課長** 国が示されているもの以外のところの部分になってくるかと思うんですけれども、そういった将来の計画、オンライン化すべきものにつきましては、現在、昨年度からDXの推進会議を、不定期でありますけれども数回開催しております、実は今も万葉ホールで説明会をさせていただいておりますが、DX推進会議の中で、各課で出てきていただいておりますので、委員のほうで。オンライン化していく、できる方法につきましては、その中で議論していったら、今年度導入する予定しておりますL o G oフォームというシステム、そういったものの活用を考えながら進めてまいりたいと考えております。

○**村井委員** 私としても、時代の流れで、デジタル化と言ったところで、オンライン化で進めていくということは、もう致し方ないことで、そういうところをどんどん進めていったほうがいいんじゃないかとは思っておりますけど、最近でこそ、いろいろオンラインで手続きなんですけど、例えばそれをプリントアウトして発行してくださいというような、自宅で申請用紙1つ、よくあることであつたら領収書を、今もう皆ネットで、自分でダウンロードしてプリントアウトしてくださいという時代になってきていると思うんですけど、そういうふうな手続きも、こういうなんはどんどん進んでいくんでしょ

うかね。

○辻本総務財政課長　そうですね、例えば、今おっしゃった領収書であったりする、たぐいのものにつきましては、使用料とか手数料といった支払いが発生するような手続きですね。今まで、当然納付書でもって金融機関で領収印をついてもらっていたというようなたぐいの部分だと思うんですけども、そういったところにつきましても、可能な限り、決済の仕方もキャッシュレスといったような部分も、将来的には出てこようかと思うんですが、そういった部分も含めまして、ニーズに応じた対応を可能な限り、電子化を進めてまいりたいと考えております。

○山田委員長　ほかにございませんか。

○西田委員　マイナンバーカード、マイナンバーの制度は、日本共産党はずっと反対しているんですけども、やっぱり役所の方も情報を適切に管理するのに多大な負担がかかりますし、誰が得するかというと、ひも付けされて、国保なんかマイナンバーできると、医療関係とか、そういう薬品関係とか、企業に貢献するために国がやっているという点では、ずっと反対をしているんですが、情報通信技術を活用したということが進んでいくという中で、では、太子町では何ができるのかなということをちょっと考えていかなあかんのかなと思っています。

それで、デジタル手続法の目的は、手続きに係る関係者の利便性の向上、これも一番に言いますよね。行政の簡素化及び効率化、それから3つ目が社会経済活動の更なる円滑化を図る、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することとなっていますけれども、今で太子町のマイナンバーを持っている方が4割程度とおっしゃいましたけど、住民さん、1万3千人を切った中で4割、大体、正確な数字があったら、分かっていたら教えてください。

○辻本総務財政課長　今現在の、私の手元にあります資料が5月末時点での統計データでございますが、太子町の状況を申し上げますと、人口1万3千266人という母数に対しまして、申請された方が5千316人、これ約40%になっています。実際に交付を受けられた方、もうお手元に届いている方が5千135人、こちら39%、ちょっと小数点については四捨五入していますけれども、といった数字になっております。

○西田委員　まだ、言っても4割の方という中で、だから、利便性の向上と言いますし、行政運営簡素化と言いますけれども、結果的にこれは今、二本立てでずっと進めていかなあかんということですよ。それはだから、今で言う利便性が向上しているのかとか、

簡素化になっているのか、職員さんのお仕事はこのことによって増えるんですかね。

○辻本総務財政課長 今現在の状況ですけれども、職員の仕事が減るといったような状況ではございません。逆に、紙だけで対応すればよかったものが、電子化のほうも対応せなあかんというところで、逆に負担になっているといったような面も否定できないところではございますが、今ちょうど電子化を進めている過渡期というところもございまして、特に、そういった状況にあるのかなというふうに思っております。

将来的に進んでいけば、利用される方はもちろん、こちらの職員のほうにも、そういったメリットという部分が感じられる部分が出てくるのではないかなと思っております。

○西田委員 進めば、将来的には職員さんの負担が減るかもしれませんが、では、今度どんどん進んでいったら、紙がもういらなくなったときに、障がい者、高齢者、デジタル機器を使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でデジタル機器が利用できない人、この人たちに対してはどのような対応を取っていくんですかね。

これ、学校であったら、タブレットが入ってきて、おうちにはない方には、Wi-Fi貸してあげて、それで使ってくれはったら勉強できますよということやけど、これではそんなことまでしないでしょう。そういう取り残される人が出てきたら、行政のほうは、きっと楽になるかもしれませんが、住民さんのほうで取り残される人が出てきたときの対策とかはあるんですか。

○辻本総務財政課長 国のほうが、誰一人取り残さないというキャッチフレーズだと思いますので、今具体的にそういったタブレット、電子機器を調達できない方への具体の補助というメニューは入っておりませんが、今後、もうそれなしでは生活できないというような、生活するのが困難だというような状況になりましたら、また、そちらの部分のフォローを、何も根拠ないですけれども、国のほうが当然、何らかの手だてというものを考えていくべきものだというふうに認識しております。

○西田委員 そのことが抜け落ちているので、やっぱり国にやってもらわんことには、太子町がそれをやれと言われたら大変なことになりますし、そういうことなく進めていくことはいかかなんかなというところもあるんですが、そういう、今考える、これでも大変な人が生まれるということでは、国にはずっと要望を、ちゃんとみんながこれをやれと言うんであったら、情報を使って利便性を享受して手続きができるように、国として対策打てというのを、進めてほしいとは思いませんけれども、どんどん言っている中で、逆に今度取り残される人がいないようにという要望をお願いしたいと思っておりますので、

よろしく申し上げます。

それで、先ほど国が示していること以外、これについてDX推進会議を開催して吟味していますと言っていましたけれども、太子町独自のことができるんですか。LOGOフォームというの、こういうなんかも市町村でシステムを一緒にしましょうかという中で、太子町独自のことを、そこに取り込むことができるんですか。

○辻本総務財政課長 LOGOフォーム、例に取りますと、今回はシステムですので、大きな器とと考えていただけたらいいと思います。その中で、何を並べていくとかいうことにつきましては、市町村の裁量がございますので、太子町独自のという部分もシステム対応可能な範囲までに当然なってきますけれども、そういったところで独自のという部分は、できるかできないかといえば、できるということでございます。

○西田委員 しっかり、それちゃんと言質取ってくださいね。そうやってシステムを統一してやっていく中では、どこの市か忘れたんですけど、そこは独自に、3番目の国保の均等割やったかな、何かを無料にしますと、そういうような独自の施策があったら、それはもう放り込めないという形になったりとかしているらしくて、また、これの一番怖いのは、最後のほうですけれども、これ、こんだけ情報をつけて、個人情報どうなるねんと思うてる中に、太子町の個人情報保護条例があるでしょう。それ、いらわんでいいのか。最後の第9条が必要な事項は規則で定めるんでしょう、ということは、規則なんて勝手に変えていっちゃうじゃないですか。そういう中で、本当に個人情報が守られるかと思うんですけれども、これ、個人情報保護条例をいらう必要はないんですか。

○辻本総務財政課長 個人情報保護条例に関しましては、国のほうで改正されましたのを受けまして、今年度、条例改正を提出させていただく予定しております。そこを見れば、個人情報の保護に関しましては、きちりと保護していくというスタンスは変わりございませんので、その条例、規則等でもって個人情報保護は守れるというところでございますので、あくまでも今回ご提出させていただきました情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例につきましては、当然、今ここに関係する個人情報保護の部分につきましては個人情報保護条例で対応するということになっておりますので、これに限らずですけれども、そういったことでございます。

○西田委員 そうですね、あんまり個人情報保護条例をいらっている自治体は見つけれなかったんですけど、お隣の富田林市が、これに合わせて個人情報保護条例をいらっているんですけれども、勉強会資料でスケジュールをもらったじゃないですか。オンライ

ン化をこうやって進めていきますけれども、31項目でしたか、これも今年度中にやっていきたいということなんだけど、今言った条例改正はするつもりですというのは、本年度の何月議会に上げる予定なんですか。

○辻本総務財政課長 12月議会に予定しております。今回出した条例と個人情報保護条例、直接的にはセットではございません。ただ、個人情報保護条例を改正された経緯がデジタル化社会に対応した部分というのを当然含まれておりますので、そういうことで無関係は当然ございませんけれども、個人情報保護条例の改正につきましては、一応12月に上程させていただき予定で、今作業を進めております。

○西田委員 今回の条例が定められることによって、個人情報保護条例がないがしろにされないか、ちょっと心配なのと、最後の第9条の規則で定めるということで、どんどん勝手に変えられる心配があるというのは危惧しております。

それと、またこれも勉強会資料になるけれども、特別交付税措置率が0.5%ということになりますけれども、マイナンバー関係で大体国が全額くれてはあったけれども、これを整えるに当たっては全額国じゃないの。

○辻本総務財政課長 一応、国の制度上、勉強会資料でお渡しさせていただいているかと思うんですけれども、そこに記載のとおり、基本、国庫補助2分の1、国費2分の1に当たる部分の経費につきましては、普通交付税で、今年度ですけれども措置されるというところと、あとは特別交付税で財政措置するという部分に分かれておるような制度になっております。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第27号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号、太子町情報通信技術を活

用した行政の推進等に関する条例制定の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○西本秘書政策課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第28号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件についてご説明を申し上げます。

まず、初めに、改正理由及びその内容についてのご説明をさせていただきます。

改正理由でございますが、令和4年3月31日付で、内閣府より、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄付を行った法人に対する特例を活用した地域再生計画の認定を受けました。このことに伴いまして、町外に本社を置く企業が、本町のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄付を行った場合は、企業版ふるさと納税として税額控除を受けることが可能となりました。寄付額を、より効果的に活用することができるよう、ふるさと太子応援基金条例の改正を行うものでございます。

2枚目をご覧ください。

改正内容につきましては、条例中、寄付金を財源として実施する事業に、地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業を加えるなど、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の3枚目、3頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第3条、事業の区分におきましては、地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業を追加します。

第9条、処分では、「地域再生法第13条の2に基づく寄付金は、第3条第4号に規定する事業の経費の財源に充てるものとする」を追加します。

恐れ入ります。戻っていただきまして、議案書の2枚目でございます。

附則ですが、本条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上となります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 それは聞いたんですけど、太子町まち・ひと・しごと創生推進計画はどこにありますかと言うたら、第5次総合計画ですと教えてもらって、私も委員に入っておきながら本当に失念しましたけど、そこにきっちり盛り込まれていますということなんですけれども、ここから来ているということは、太子町の全施策がここに載っているようなものじゃないですか。ありとあらゆることに対して、企業がふるさと納税しますと言うたら、受け入れられるということなんですか。

○西本秘書政策課長 今、西田委員おっしゃいましたように、地域再生計画につきましては、太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容と同じでございます、太子町総合計画の後期基本計画の内容に総合戦略は包含されておりますので、平たく言えば、後期基本計画の内容、特に重点プロジェクトにつきましては、地域再生計画分と同義であるというところで考えていただいて結構かと思えます。

○西田委員 教育に使おうが、福祉に使おうが、防災関係に使おうが、何にでも、ふるさと納税を企業がやってくれたら、太子町として自由に使えるということですよ。

○西本秘書政策課長 おっしゃるとおりです。その中でも、特にプロジェクトにつきましては、地域再生計画につきましては大きく4点を挙げておりまして、1つは、安心して子どもを産み育て、健康に暮らせる体制をつくる事業、そういった事業、1つは、今委員おっしゃったように防災の関係、安全・安心な地域をつくる事業、それと、もう一つは、雇用とか、まちづくりの観点から働く場や交流機能の充実による地域活性を向上させる事業、それから、そのほかとしまして、地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材育成するような事業、もうそういった事業を後期基本計画の中でも特に重要視しながら、地域再生計画を取りまとめております。

○西田委員 それで、個人であったら、太子町の人によそにしたら、本当であったら太子町に納めるところが、よそに流れてとか、損得で言うたらおかしいですけども、そういうのがあったじゃないですか。うちでいけば、大きな企業がよそにあるからというので、太子町が損得という言い方はおかしいんやけれども、ということはないんですかね。

○西本秘書政策課長 ふるさと納税制度につきましては、地域を応援したいという個人の皆様、今回企業版につきましては企業の皆様から地域を応援したいという思いを、寄付という形で受けておりますので、町としては損得といいますか、そういった個人の皆様、また企業版については企業の方々から、町への思いを表していただけるというところで

思っておりますので、特に損得というところはないです。

○西田委員 子どもなんかは本当に、12月ぐらいに本当に大変なぐらいにふるさと納税控除されて得になるよということで宣伝もしますから、いろんなところのふるさと納税をしたりするんですけれども、企業がされた後にも太子町としてありがとうございますみたいな文書とか、太子町にはこんながありますよとか、そういうフォローを予定していますか。

○西本秘書政策課長 ちょっと、まだこれからのことになるんですけれども、まずは、今ありましたように、企業さんにつきましては社会貢献とか、企業のイメージアップということにつながります。町としましても、企業との連携強化を期待できて、なおかつ、委員おっしゃいましたように、町の後期の基本計画に掲げる事業に、お金を使わせていただくことができるというところで、当然、企業へのお礼という形なんですけれども、そういったことの協力がいただけたならば、また、町の広報とかホームページにも、そういうところの掲出は当然出てこようかなというふうに考えております。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 今の関連で確認なんですけれども、個人さんの場合は返礼品というのは差し上げるんやけれども、企業に関してはそれはないわけやね。

○西本秘書政策課長 企業さんに関しましては、返礼品という考え方は企業版につきましてはございません。

○山田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○村井委員 これ、私、いわゆるふるさと納税という制度、個人の、企業のところも先駆けてやってはる自治体というところもあるというのは承知しておるんですけど、今のタイミングで企業版ふるさと納税を進めていこうというふうになった思いのところ、もう一回ちょっと説明していただけませんか。

○西本秘書政策課長 今のタイミングで企業版ふるさと納税というところなんですけれども、まず、本町、企業版ではない、個人版のふるさと納税の制度を使って、まずは、太子町を応援していただけるような仕組みを構築してまいりました。

その中で、企業版なんですけれども、一定令和2年度から令和3年度の実績でも、個人版のふるさと納税が、令和2年度から比べて令和3年度は約80倍ほどの寄付をいただけるような見込みも出てまいりました。そこは、個人の皆様のご支援のおかげかなと

思っています。そういったご支援のおかげの中で、町が進めていく事業も、そういった寄付を元に行うことが今後できるようになってまいります。そういったことを考えますと、国の地方創生の施策で地方を何とか盛り上げていこうという施策の1つの大きな国のプロジェクトであります、企業版ふるさと納税につきましても、町としても、個人版と並行しつつ、企業版についても速やかに着手して、町の施策を皆様の応援によって進めていきたいというところから、後ればせながらではありますけれども、令和4年度、今年度条例改正をすることによって、企業版についても、お金の有効活用ができるような仕組みを整えているところになります。

○村井委員 国のほうでも、企業版ふるさと納税を開始した当初から、まず、自治体にしては制度自体がややこし過ぎるということ、企業にしては納税するメリットが少な過ぎるというところで、中々、制度自体が発揮できないところがあったかと思うんですけどね。個人版と一緒に、企業版のほうも力を入れていきたいということだと思んですけど、私も前からずっと言っていますように、ふるさと納税寄付金というところは貴重な自主財源の、骨格とはなりませんけど、骨格とはならない自主財源、貴重な財源やと思うんです。例えば、この後に出てくる手数料1つにしてもそうですけど、やっぱり今、どこの自治体も自主財源の確保というところのことと、その後続く留保財源のしっかりとしたところで、自由度の高い財政運営をやっていこうじゃないかというのが進んでいくとかと思うんですね。やっぱり、その意識を持って、ただ、企業版でお金集めてどうやこうや、寄付金集めてどうやこうやじゃなくて、貴重な財源となり得る財源ですから、何の紐づけもない、自由度の高い留保財源となり得るということがあるので、そういう思いを持って政策に、熱意を持ってやっていただきたいと思います。

続けてなんですけど、これちょっと関連があるので、個人版のふるさと納税のところになるんかもわからないんですけど、今、私の知るところでは、太子町と公民連携のパートナーとなっていていただいている民間企業同士のコラボレーションが、小さなコラボレーションですけど、あるように私は承知しておるんですけど、これ1つ個人版のふるさと納税の返礼品の商品開発もパートナー同士の、民間と民間さんの連携、コラボレーションというところで返礼品開発、もしくは制度というところをね。

ただ、公民連携、相手の一社とするんじゃないじゃなくて、その相手先同士で、まだ新たな取組というのができるんじゃないかなというのが、小さなことなんですけど町内に行われていると思うんです。だから、そういうのはちょっと、企業版ふるさと納税も相手側と、

民間と民間というコラボレーションを太子町がいろいろ関わり持ってやっていくことによって、新たなまたステージ、新たな局面に出てくるというところのことがあるかと思うんですけど、その辺のお考えがあるのかないのか、教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 民間と民間のコラボレーションということではいいですか。ちょっと、お答えになっているかどうか、今、包括連携協定を組んでおりますのが、昨年7月に公民連携デスクを立ち上げてから6社と包括協定を組んでおります。その中で、ふるさと納税に対する返礼品のところなんですけれども、例えばですけれども、昨年、5月に包括連携協定を一番新しく締結しましたフジ医療器さんとは、これまでも個人版のふるさと納税で、いろんな商品、製品を提供いただいたりしておりました。そういったところから、それ以外の包括連携協定と一緒に締結している事業者さんであったり、個別にもいろんな連携協定を締結している事業者さんがまだおられます。そういったところへも、そのような事例もお示ししながら働きかけをさせていただいて、返礼品の充実を図っていくようなところは、今後進めていきたいというふうに考えております。

○村井委員 もう一回、私の質問が分かりづらかったのか分かんないんですけど、今6社と公民連携のパートナーの協定を結んでいると。A社とB社、C社、6つあるところの中の、太子町とA、太子町とBじゃなくて、AとBを絡めて太子町と、そういう連携、コラボレーションといったところ。

ただ、これ小さなことなので、太子町内でも実際に民間さんが、これ自主的なのか、太子町役場が調整してそうなったのか分からないんですけど、これ新たないい取組やなという、ただ単に1社との行ったり来たりの公民連携じゃなくて、すごく立体的な、そういう公民連携の形になってきつつあるなというふうな可能性を、私はすごく期待しているんですけど、その辺の可能性と言うたら、これから公民連携もしくは企業版ふるさと納税を進めていこうと思ったときのお考え、もしくはお気持ちや、そういう熱意とかあったら教えていただけませんか。

○西本秘書政策課長 私も今、当初思っておりましたのは、町とA社、町とB社という考えで、ずっと思っておりましたので、今、委員おっしゃった、町とA社・B社がトライアングルな形だというふうなところの話かと思えますけれども、私としては、新たな発想かなというふうに認識しております。その辺、そういったところが他市にもあるのであれば、他市の事例も参考にしながら、町としては、もっと広げていくといいますか、ものを充実させていくような手法の1つにもなっているかと思えますので、その辺は

今後、十分勉強していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○山田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第28号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第28号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、太子町税条例等中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○田中税務課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第29号、太子町税条例等中改正の件についてのご説明を申し上げます。

まず、今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、本年3月31日にそれぞれ公布され、このうち、施行期日が本年4月1日とされているものを除く部分について、本町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきますので、6頁をご覧ください。

まず、第1条による改正でございます。

第18条の4は、DV被害者等の保護の観点から、登記所からの通知事項が拡大され、新たに地方税法第382条の4において措置が講じられたことに伴い、規制規定の改正を行っております。

次に、6頁中段の第33条第4項、下段から7頁中段の同条第6項、中段の第34条

の9第1項、下段から8頁上段までの同条第2項は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更に係る規定の改正を行っております。

次に、8頁上段の第36条の2第1項、下段から9頁上段の同条第2項、引き続き、中段の第36条の3の2第1項第2号、下段から10頁中段の第36条の3の3第1項及び同条同項第2号は、個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備としまして、給与所得者の扶養親族申告書並びに公的年金の扶養親族申告書について、退職所得を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名を記載することとする措置を講ずるため、規定の改正を行っております。

次に、10頁下段から11頁中段までの第73条の2及び第73条の3は、先ほど説明させていただきました第18条の4と同様に、登記所からの通知事項の拡大措置が講じられたことに伴う規定の改正を行っております。

次に、附則の改正でございます。

11頁中段の第7条の3の2第1項は、所得税の住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、控除期間が見直されたことに伴う規定の改正を行っております。

次に、11頁下段から12頁中段までの第16条の3第2項は、上場株式等の配当所得に係る課税方式の変更に伴う規定の改正を行っております。

次に、12頁下段から13頁上段の第20条の2第4項は、外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得税の課税方式が見直されたことから、町民税の課税方式についても所得税に一致させるため、規定の改正を行っております。

次に、13頁中段の第20条の3第4項、14頁上段の同条第6項は、租税条約等実施特例法で規定する条約適用利子等及び条約適用配当等に係る所得税の課税方式が見直されたことから、町民税の課税方式についても所得税に一致させるため、規定の改正を行っております。

次に、14頁下段から15頁上段の第25条及び第26条については、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の終了による規定の改正を行っております。

続きまして、15頁中段の第2条による改正でございます。これは、令和3年9月議会においてご議決いただきました、太子町税条例等の一部を改正する条例の未施行部分の改正でありまして、控除対象扶養親族における退職手当の申告書への明示が必要とな

ったことから、その旨を含む改正を行っております。

ただいまご説明させていただいた内容のもののほか、地方税法等の改正に即した文言の整理等を行うものであります。

次に、戻っていただきまして、改め文の4頁をご覧ください。

改正条例附則の施行期日でございます。

第1条第1項において、令和4年1月1日に施行するものとしておりますが、同条同項第1号において規定しているものにつきましては、令和6年1月1日からの施行、同条同項第2号において規定しているものは、令和6年4月1日からの施行としております。

また、4頁下段から5頁にかけて第2条では納税証明書に関する経過措置、第3条では町民税に関する経過措置、第4条では固定資産税に関する経過措置を、それぞれ規定しております。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 住宅ローン控除適用期間が延長されたということで、令和3年度から令和7年度となっていますけど、これは延長されただけで中身は変わってないんですか。

○田中税務課長 住宅ローンの改正の内容のご質問でございますが、先ほど委員おっしゃっていただいたように、住宅ローンの控除につきましては、これまで令和3年度までという規定やったんですけれども、入居につきましては令和3年ということであったんですけれども、この部分が4年延長されまして、令和7年入居分までという形で延長されることになっております。

そのほか、控除率のほうなんですけれども、従来控除率は1%ということになっておたんですけれども、今の現行の、現行というか、住宅ローンの借入金利のほうが、控除率の1%を下回っておる状況でございます。そのあたりの隙間の部分で、一定住宅ローンを借りることによって、その隙間の部分につきまして、借入れの方々ですか、利益が生まれるというような懸念から、会計検査院の指摘があったということから、控除率を0.7%引下げられております。その代替措置として、控除期間のほうが、10年か

ら13年へと引き続き、延長のほうが続けられております。

以上のような説明のような形の所得税の改正を踏まえまして、あと個人住民税のほうにおきましても、控除期間及び期間の見直しを行っております。

また、住宅ローンの控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を、控除限度額の範囲内で、翌年度分の個人住民税から控除することとされておきまして、現行の課税総所得金額の7%から5%へ見直しをされております。

以上が、主な改正の内容になっております。

○西田委員 ほな、今から借りようと思っている人は0.7%かな、そうやねというんやけど、今継続中の人は1%から0.7%であつたら、もうけが発生しているみたいなことを言われたけど、そういうのがなくなるということなんですか。

○田中税務課長 そうですね。あくまで、最低の金利の状況にもよるんですけども、一定控除率が0.7%ということになりますので、そのあたりの借入金利になれば、当然利益というんですか、借手側の利益は生まれませんけれども、その辺の差によって状況が変わってくると思います。

○西田委員 別で、15頁最後の新旧対照表で、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別定額控除の特例、これがなくなったということは、もう必要としなくなったんですか。また、太子町、これを活用した人はいてはったんですか、今まで。

○田中税務課長 こちらの新型コロナウイルス感染症の特例の部分でございますけれども、こちらのほうにつきましては、元々、第1項のほうにつきましてなんですけれども、こちらは令和2年度税制改正における規定の内容になっておきまして、こちらは令和2年12月までに入居する要件について、コロナの影響による入居期間を令和3年12月まで緩和しまして、こちら、このときから13年の控除の適用があることから、読替規定を規定しております。

第2号につきましては、令和3年税制改正におきまして、コロナの特例が入居期間を更に1年延長させていただいて、令和4年1月1日から令和4年12月31日まで延長されたことによる読替規定を追加しております。

今回、令和4年の税制改定につきまして、この部分も含めて入居期間が令和7年までは、先ほどずっと住宅ローンの部分を説明させてもらったと思うんですけども、こちらのほうで延長されたことで、実際のところ、全て網羅されておきまして、こちらのコロナの規定のほうはこれをもって終了という形になっておきまして。

あと、実績のほうでございますが、一応、コロナの期間ということで、住宅ローンの控除の適用を受けた方という形になりますので、その部分で言いますと、令和3年度対象者実績といたしまして266人、控除額といたしましては1千113万8千円となっております。

以上でございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第29号、太子町税条例等中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、太子町手数料徴収条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○鳥取地域整備課長 それでは、議案第30号、太子町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、都市計画法施行規則の一部が改正されたことに伴い、太子町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

都市計画法施行規則の改正は、本年4月の畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に伴い、改正されたものでございます。

畜舎特例法は、畜産業の振興、国際競争力の強化のため施行されたもので、畜舎の建築の際、都道府県より畜舎の建築利用計画の認定を受ければ、建築基準法ではなく、畜舎特例法の基準により建築ができるものでございます。

202頁をご確認ください。

畜舎特例法の施行に伴い、一般建築物とのすみ分けが必要となったことから、施行規

則第60条に、新たに第2項として畜舎特例法に関する項目が追加されました。これに伴い、同施行規則に対する本町手数料徴収の対象が都市計画法施行規則第60条の第1項となったため、整合を図るために太子町手数料条例中に文言を追記するものでございます。

議案書の3頁目、新旧対照表をご確認ください。

左側、新をご覧ください。

第2条第54号中、都市計画法施行規則第60条の後に「第1項」を追加し、同じく、別表第4中、区分のうち、左側、都市計画法施行規則第60条の後に「第1項」を追記するものでございます。

なお、金額につきましては変更しておりません。

続きまして、1頁戻っていただき、議案書2頁目をご確認ください。

施行期日でございます。本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

なお、本改正につきましては、南河内広域行政共同処理を実質する6市町村におきまして、共通した改正を行うものでございます。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 畜舎特例法が変わったということですが、これ太子町が、今、この対象になるところはあるんですか。今後、もしかしたら対象になることもあるということなんですか。

○鳥取地域整備課長 もちろん、太子町において畜舎を建築されるという計画はないとは言えませんが、これの手数料の対象となるのは、あくまで市街化区域内においての畜舎のほうになりますので、実情から市街化区域内に畜舎を建築するというのは、ほぼあり得ないかなというふうには考えております。

ただ、調整区域につきましては、計画は可能性はございますが、調整区域も許可等の話は全て大阪府となっておりますので、そちらのほうで処理することになっています。

○西田委員 知っていたらなんですが、6市町村共通ということは、6市町村広域を見渡

していると思うんですが、6市町村内にもないですか。

○鳥取地域整備課長 ここ数年では、畜舎の新たな建築はないように聞いております。

○西田委員 結構です。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 こういう、私、すごくタイムリーな話があるんですけど、この前、ある企業の方から、太子町で牛を飼いたいという相談を受けまして、牛舎を建てたいというところで、私も「えー」言ってびっくりしたところなんですけど、実際に太子町内で、この制度以外のところで、牛舎というのは建設できるという状況なんでしょうか。

○鳥取地域整備課長 もちろん、法律による様々な基準がございますが、それを乗り越えていただければ可能ではあります、かなり厳しいとは思いますが。

○村井委員 それと、先ほどの企業版ふるさと納税、今回はこれ手数料、いろいろ見直した、そういう法律の改正によってというところが大きいかなと思うんですけどね。手数料といったところで、これ、違うところでちょっと拡大した質問になるかなと思うんですけどね。

皆さんも太子町のホームページ、よく見られると思うんですけど、ホームページの中の手数料見直しとか、やっぱりそういうさっきの企業版ふるさと納税といったところも、本来なら、あるべきであろう行財政改革実施計画とか、行財政運営プランとか、平成17年以降、ずっと太子町がそれに沿って進捗状況を検討しています、進めています、これ済みましたとか言って、単年度でいろいろずっとやってきた経緯があると思うんです、行財政改革という中でね。

ただ、これ平成29年度でプランが切れてしましまして、その後、ここ数年たつんですけど、プラン計画なしの、先ほどから説明にあった企業版ふるさと納税、もしくは手数料と、もしくはほかの手数料も見直し等もこれからあるのかもわからないですけどね。そもそも、計画が私は要るんじゃないかということで、やっぱり統率の取れた、効率的な、それとやっぱりバランスといったところを、これ取るためには要るんじゃないかなと思うんですけど、その辺どうお考えなのか教えていただけませんか。

○辻本総務財政課長 行財政改革プランの策定なんですけれども、委員おっしゃるように、もう前計画のほうがか切れてから数年たっております。今の状況、前計画の中身もそうなんですけど、私の記憶では、前計画まで財政主導でつくっております、横串が刺さっていないような部分もいっぱいあったのかなというふうに見ております。当然、進捗のほ

うも、したものの、また計画どおりいってなかったもの、いろいろ対応ございます。

今現在、そういった行財政改革プランなるものは必要な状況にあるかといいますと、財政状況的に、当然プランですので収入を確保していく、歳出は無駄遣いしないようにしていくといったような当たり前のところの部分、太子町のプランとして内外に見せていくという部分につきましては、一定必要なのかなというふうに思っております。

ただ、プランがなければ、行財政運営が混乱しておるのかという部分でございますが、決してそういう状況ではないように思っております。

だからといって、プランが要らないと言っているわけではございませんが、状況に応じて、どうしても行財政プランといいますと、中身の中心が、主に歳出削減とか、歳出削減は、イコール、サービスカットと言ってもいいと思うんですけれども、そういった部分も当然内容に含まれてきますので、そういったデリケートな部分も含めたプランで、計画でございますので、十分、横串刺しながら、協議の期間等、必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、要るか、要らないかと言われれば、将来的には、当然そういった行財政改革プランが必要ではないかという認識は、財政のほうは持っています。

以上です。

○村井委員 私も、これ何で、そもそも今までつくってきたんやといったところに立ち返ったら、やっぱりすごくバランスを取る、相乗効果的に効率的な行財政運営をしていくといったときに必要だと思うんですよ。これ進めるよと、計画的に進めていくといったところで、例えば手数料のところもそうですし、先ほどの企業版ふるさと納税の寄付のところもそう、寄付金のところもそうですけど、やっぱり計画的に進めていくことによって、また、効果が発揮できるというのもあるかと思うんでね。そんな、がっちりしたんじゃないくて、もうざくっとしたんでいいと思うんです。今のご時世、どう今変わっていくかとは、流れが速いので、ざくっとしたつくりでもいいと思うんでね。

ただ、これ、よその自治体でも、コロナ禍を経験して、国はデジタル化を進めるとなってきたら、やっぱり事業の見直しとか制度の見直し、それに対する手数料、何やもろもろの見直しというのが、すごくこれからいっぱい出てくるかと、もう想定されるかと思うんですよ。だから、やっぱりそういうところもしっかりと、コロナ禍を経験した時代の新しい時代に、これも新しい生活スタイルにといったところのことも踏まえて、やっていただきたい。

それと、今言ったように、太子町のホームページで、今、閲覧できるようになっている情報として、平成20年度にできた行財政実施計画、緊急に取り組む行財政実施、これ集中や何や、もう平成20年から平成29年度が、まだ、これは見れるようにするのはもういいんですけど、住民さん見たら、これは何じゃとなるのでね。やっぱそういうところも、先ほどの企業版ふるさと納税と一緒に、こういう更新日時が2013年3月5日とかなっているようでは、振り向いてくれる企業もいてないと思うんですよ。

だから、そういうところもやっぱり、しっかりバランス取ってやっていただきたいという思いがありますので、ホームページのところもよろしく願いしておきます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第30号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号、太子町手数料徴収条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午前10時41分 閉会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 山田 強